

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備素案に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和8年3月16日（月）～令和8年4月24日（金）

2. 意見の提出者数（件数） 16人（50件）

3. 意見の対応状況

（単位：件）

項目 対応区分	鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	書面揭示規制の見直しに係る改正	FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	その他	計
A. 意見の趣旨等を反映し、条例（案）に盛り込むもの	0	0	0	0	0
B. 意見の趣旨等は、条例（素案）に盛り込み済みのもの	6	5	1	0	12
C. 条例（案）には盛り込まないもの	0	0	0	0	0
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	5	6	3	6	20
E. その他要望・意見等	5	3	9	1	18
計	16	14	13	7	50

パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について (令和8年3月16日～4月24日実施)

意見の 提出者数
16 人

対応区分別の件数

対 応 区 分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、条例(案)に盛り込むもの	0
B. 意見の趣旨等は、条例(素案)に盛り込み済みのもの	12
C. 条例(案)には盛り込まないもの	0
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	20
E. その他要望・意見等	18
計	50

パブリックコメント手続での意見

○対応区分 「A. 条例(案)に盛り込むもの」、「B. 条例(素案)に盛り込み済みのもの」、「C. 条例(案)に盛り込まないもの」  
「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	対 応 状 況	対応区分
1	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	<p>本改正案に強く賛成します。以下の実体験と要望に基づき、早期の規定追加とシステム運用を期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実体験に基づく利便性の実感 先日、区画整理に伴う住所変更の際、持参すべき書類を忘れてしまいましたが、マイナンバーカードの提示のみで手続きが完了するという体験をしました。「役所側で確認できる情報は市民に再提出させない」という仕組みの利便性を身をもって実感しており、この流れを全庁的に広げるべきだと考えます。</li> <li>・「書かされる・取られる」ループからの解放 氏名や住所の変更は、関連する手続きが多岐にわたります。その都度、別の窓口で住民票などの添付書類を取得したり、同じ内容を何度も手書きさせられたりすることは市民にとって大きな負担です。システム連携によってこれらの「無駄なループ」が解消されることは、行政DXの最大のメリットだと感じます。</li> <li>・スマホ活用的高度化への期待 現在、スマホでマイナンバーの電子証明書登録を行っていますが、将来的には窓口でもカード現物を持参せず、スマホ1つをかざすだけで本人確認や添付書類の省略が完結するよう、システム的高度化を強く望みます。「せっかくスマホで登録しているのだから、窓口でもスマホでバツと済ませたい」という市民のニーズに応えていただきたいです。</li> <li>・運用面での要望 利便性が向上する一方で、システム障害時の対応やデータの正確性(紐付けミス防止)については、市民が不安を感じないよう万全を期した運用をお願いいたします。</li> </ul>	<p>ご意見につきましては、項目「鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正」に記載の通り、個別の条例規則等で添付資料が必要とされている場合に、必要な情報をマイナンバーカードやシステム連携により入手・参照できる場合は添付書類を省略できるよう、規定を加えることとしております。</p> <p>また、将来的なスマートフォン等を活用した手続の効率化や、システム運用における安定性・正確性の確保についても、本改正に基づく制度の枠組みの中で、適切な運用を行っていくことを想定しています。</p>	B
2	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	<p>多忙の中、書類を準備するのは大変ですのでシステム連携で省略できるのは良いことだと考えます。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	B
3	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	<p>ぜひ改正していただき、申請にかかる手間を少しでも取り除いていただきたい。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
4	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	1 会社員として、住民票等を仕事の合間に取りに行く、コンビニで発行しに行くといった手間が省けるのは凄く助かります。 また、役場から遠くに住む方にとっても利便性が上がると思います。	賛同のご意見として承ります。	B
5	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	住民票の写しが省略されると、写しをとる手間、お金がいらなくなるので助かる。	賛同のご意見として承ります。	B
6	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	手続きがストレスに感じる時があるので、少しでも用意する書類が減ることは良いことだと思います。	賛同のご意見として承ります。	B
7	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	わざわざ書面掲示を見に行っていたとはあまり思わないのでこちらは必須かと思う。	賛同のご意見として承ります。	B
8	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	賛成です。 市役所など、出向かないと閲覧できないものは最小限とし、極力インターネットでの閲覧を可能とすべきだと思います。	賛同のご意見として承ります。	B
9	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	特定の場所のみ情報を開示している(その場所に行かないと見れない)のであれば、幅広い市民に情報を開示しているとは思えません。書面掲示のみの情報がある事も知りませんでした。見る見ないは市民の判断だと思いますが、インターネット等による閲覧機会が増えることは良いことだと考えます。	賛同のご意見として承ります。	B
10	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	インターネットによる閲覧等を可能とすることには賛成です。ただし、書面での掲示も必要なら残してもよいと思います。	賛同のご意見として承ります。 なお、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネット(市のホームページ等)による閲覧等を可能とするとともに、利便性やデジタル技術に馴染みが無い方への配慮の観点から、引き続き掲示場に掲示することとしております。	B
11	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	賛成です。 ただ、オンラインとオフラインを併用されるのもいいとは思いますがこれから完全に切り替えると仮定して、掲示は取り止め→オンラインで観れるよう指導する方に力を入れても良いのかなと思いました。	賛同のご意見として承ります。 なお、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネット(市のホームページ等)による閲覧等を可能とするとともに、利便性やデジタル技術に馴染みが無い方への配慮の観点から、引き続き掲示場に掲示することとしております。	B
12	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	本改正案に強く賛成します。  ・「選択肢の拡大」による利便性と安心の両立 現代のライフスタイルにおいて、スマホから直接データを送れるクラウド活用の解禁は必須です。一方で、セキュリティ面でクラウドに抵抗がある方や、ネット環境の操作に慣れていない方がいらっしゃるのも事実です。 「特定の媒体に限定しない」という今回の改正を活かし、「クラウドでパッと済ませたい人」と「物理的な媒体(ディスク等)で提出したい人」の双方が、自分に合った手段を選択できる柔軟な運用を希望します。  ・機材負担の軽減と公平性の確保 物理的なディスク作成には専用の機材が必要であり、それを持っていない市民にとっては大きな負担(コスト)となります。クラウドという選択肢を増やすことで、スマホ1つで手続きを完結できる環境を整えつつ、激変緩和措置として従来の手段も残しておくという「誰一人取り残さない」配慮を継続していただきたいと思います。	賛同のご意見として承ります。 なお、項目「FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正」に記載の通り、本改正案は、特定の記録媒体の使用に限定しない規定とすることによって、クラウドサービスの利用など、情報通信技術の進展に合わせて、より便利な手段を選択することができるようにするものです。 これまで通り書面や記録媒体による文書の交付を妨げるものではなく、具体的な運用については施設ごとに検討していただくものと考えております。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
13	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	鹿児島市の業務のオンライン化への取り組みに伴う計画を令和〇年～令和〇年までの〇年間とします。旨の表示をした方がより理解できると思う。	ご意見については、今後、本市における次期DX推進計画の策定を進める中で、取組の方向性や期間の示し方について検討する際の参考とさせていただきます。	D
14	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	今回、鹿児島市の条例、規則等について、見直すとしているが、今回の計画は、全体の〇%になることを表示したほうが、市民にも理解できると思う。	ご意見については、アナログ規制の見直しの取組みを進めるうえで参考とさせていただきます。	D
15	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	賛成です。ただし、添付書類の省略によって事務処理が煩雑にならないように（必要な情報の入手参照が添付書類の確認と同程度に行えるように）して欲しいです。	添付書類省略に伴う事務処理の円滑化については、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。	D
16	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	1. 座学での講習（資格など）ですむものはオンライン受講で。 2. 市民の生命・財産にかかわるものについては対面で。 3. 書類についてはクラウド利用、真正性を確保するためのバーコード発行など書類の使い回しができる仕組みの促進	講習等については、内容や目的に応じてオンラインでの実施が可能なものは積極的に活用するとともに、市民の生命・財産に関わるものについては対面による実施を基本とするなど、具体的な事業の実施を検討していくうえで、参考とさせていただきます。また、書類の取扱いについては、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。	D
17	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	まだマイナンバーカードについては懐疑的な方がいらっしゃるのかなと思いますので、安全性等を改めて説明しても良いのかなと思います。	マイナンバーカードや情報連携の仕組みについて、どのような情報がどの範囲で利用されるのか、また、不正利用や情報漏えいを防ぐための対策が講じられていることなどを、分かりやすく説明していくことが重要であると考えています。あわせて、カードの取得や利用を強制するものではなく、利用者の選択を尊重しながら制度を運用していくという点についても、丁寧に周知していく必要があると認識しています。いただいたご意見については、今後、具体的な事業の実施や周知・広報について検討するうえで、参考とさせていただきます。	D
18	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	鹿児島市も高齢者が多くなる時代を迎えて、デジタル化について、もっとわかりやすい図や文面を作成し、来所者へ説明すべきと思う。	掲載方法の工夫について、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。	D
19	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	個人情報など機密情報の取り扱いに注意いただきながら、進めていただきたい。	個人情報の適切な取扱いに留意しながら、今後の事業を進めてまいります。	D
20	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	新しいシステムや情報がすばやく市民へ伝達でき、活用できるように、書面掲示されているものをSNSなどでの情報発信やマイナポータルなどで確認できるようにできたらいい。	本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。	D
21	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	インターネットで見れることで、いつでもどこでも確認できるようにするということが、検索しやすい、ヒットしやすいように掲示する工夫も大事だと思う。	掲載方法や分類、検索しやすさ等の工夫について、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。	D
22	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	情報を探するのに苦勞するときがあるので、高齢者でも情報を探しやすくしてほしいです。	掲載方法や分類、検索しやすさ等の工夫について、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
23	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	<p>単なる「掲載」に留まらない、実用的な運用を強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報の真偽確認」にかかる市民の負担軽減 以前、区画整理の通知がポストに届きましたが、印鑑の押印もないただの紙であったため、本物かどうかの判別がつかず「詐欺ではないか」と不安になり、直接市役所まで確認しに行きました。現状、ネット掲示があったとしても、膨大な情報が並ぶホームページの中から自分に関係のある一通の通知の真偽を探し出すのは非常に手間がかかり、現実的ではありません。</li> <li>・マイナポータル等を活用した「個別の公式通知」への期待 今回、パブリックコメントの募集をLINEで知ることができたのは大きな一歩ですが、将来的にはマイナポータルを通じたプッシュ通知で、自分に関係のある地域情報（区画整理や看板設置の変更等）がダイレクトに届く仕組みを望みます。マイナポータルであれば「行政からの公式な通知」であることが保証され、膨大な情報から探し出す手間もなく、今回のような「印鑑のない紙」による不安を即座に解消できます。</li> <li>・「探させない・行かせない」デジタル行政の推進 「ホームページのどこかにある情報を市民に探させる」のではなく、スマホ1つで「自分宛の通知が届き」「その場で公式情報だと確認でき」「手続きまで完結する」仕組みを標準にしてください。また、不要な紙の配布（市民のひろば等）を減らし、デジタル主軸の情報発信へシフトしていくことも併せて要望します。</li> </ul>	<p>本改正は、書面掲示に代えてインターネットによる閲覧を可能とするための制度の整備を行うものですが、あわせて、情報の信頼性や分かりやすさを確保することが重要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見については、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。</p>	D
24	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	<p>デジタルデータは、紙の書類より、容易に移動、複製できるため、改ざんや情報もれ、漏えいのリスクがあるので、セキュリティの導入や職員のセキュリティリテラシーの向上などの対策を本計画書へ記載すべきと思う。</p>	<p>具体的な事業の実施にあたっては、情報漏えい防止等の対策や職員の情報セキュリティ意識の向上に留意しながら、適切な運用に努めてまいります。</p>	D
25	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	<p>特定の記録媒体の使用に限定しない規定とすることには賛成です。適正な管理方法やルールを定めたいうえで、選択肢が増やせるとよいと思います。</p>	<p>適正な管理方法やルール整備の必要性については、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。</p>	D
26	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	<p>クラウドサービス利用に伴い、インターネット上に機密情報が漏れることがないように注意いただきながら、進めていただきたい。</p>	<p>適切な情報管理を徹底いたします。</p>	D
27	(4) その他	<p>鹿児島市の行政デジタル規制改革のため、行政、大学、関係団体、市民を交え、協働する計画表を作成し、PDCAサイクル図に基づき、目標計画表になるよう推進する旨記載したほうがより理解できると思う。</p>	<p>いただいたご意見については、本改正に基づく具体的な事業の実施を検討していくうえで、参考とさせていただきます。</p>	D
28	(4) その他	<p>本改正案の方向性には基本的に賛成します。会議や講習のオンライン化は利便性を高めるものであり、積極的に進めるべきだと考えます。</p> <p>一方で、「実地検査」や「定期点検」のオンライン代替については、慎重な運用を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現場でしか分からない情報」の重要性 介護現場や施設の点検など、画面越しでは伝わらない「匂い」「音」「細かな違和感」や「現場の空気感」が確実に存在します。効率化を優先するあまり、これらを見落として安全性が損なわれることは、市民として納得できません。</li> <li>・「形式的なチェック」への懸念 「印鑑のない通知」を受け取って詐欺を疑った経験からも、行政には「確実な裏付け」を求めます。オンラインでの確認が、単なる「画面を見ただけ」という形式的なものにならないよう、どの項目を対面で行い、どの項目をオンラインで行うのか、安全性を最優先した明確な基準を設けてください。</li> <li>・信頼性の担保 デジタル化を進めるからこそ、不正や見落としが起きた際の責任の所在を明確にし、市民が「オンラインでも正しく検査されている」と信頼できる仕組みをセットで構築していただきたいです。</li> </ul>	<p>実地検査・点検等については、目的や安全性の確保を踏まえ、オンラインで代替できる範囲を慎重に整理するとともに、信頼性を確保できる運用となるよう検討してまいります。</p>	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
29	(4) その他	ルールを時代に合わせて改正するのは、とても必要だと感じるとともに企画側の負担もかなりのものかと思えます。一度に全てでなくても徐々に進めていただければと思います。	制度の変更に伴う影響に配慮しながら、本改正に基づく具体的な事業の実施やシステム運用を検討していくうえで、参考とさせていただきます。	D
30	(4) その他	過去に確立されたルールがデジタル化を阻害している側面はあるかと思えますが、その経緯や現在も果たしている役割を無視して改革ありきで進めるとしたら、やや不安に思えます。当然デジタル化によるリスクやデメリットもあり、アナログな管理方法のよさもあると思えます。それぞれの規定や内容に合わせて必要な整備を進めていただきたいです。	規定の趣旨・目的や実務上の役割を踏まえ、デジタル化のメリット・リスクの双方に留意しつつ、個別の規定に応じて適切に見直しを検討してまいります。	D
31	(4) その他	根底にある規制の目的が達成できるかどうかを確認しながら、見直しをしてほしい。	規定の趣旨・目的や実務上の役割を踏まえ、デジタル化のメリット・リスクの双方に留意しつつ、個別の規定に応じて適切に見直しを検討してまいります。	D
32	(4) その他	もしアナログ規制で不正、不公正な事案が発生したら、見直す規定かもしくは協議会で一定期間後に問題点を洗い出すなどの必要性があると思えます。	見直しの状況を点検・整理し、必要に応じた課題の洗い出しや改善につなげるための運用について、今後の取組みの参考とさせていただきます。	D
33	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	かなりの効率化が図られると思う。 是非進めていただきたい。	賛同のご意見として承ります。	E
34	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	とてもいいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
35	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	賛成です。	賛同のご意見として承ります。	E
36	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	添付書類の省略はありがたいです。	賛同のご意見として承ります。	E
37	(1) 鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正	行政手続きや公共施設の予約などのオンライン化、簡易化できるといい。 (マイナポータルなどで一括管理する等)	ご意見として承ります。 本市においては、市民の皆さまの利便性向上の観点から、電子申請が可能な手続きの拡充や、鹿児島市公共施設予約システムの運用を進めてきているところです。	E
38	(2) 書面揭示規制の見直しに係る改正	とてもいいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
39	(2) 書面揭示規制の見直しに係る改正	賛成です。	賛同のご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
40	(2) 書面掲示規制の見直しに係る改正	本改正案に強く賛成します。	賛同のご意見として承ります。	E
41	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	技術の進歩、時代の流れとして当然の改正だと思う。	賛同のご意見として承ります。	E
42	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	改正のとおりだと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
43	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	とてもいいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
44	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	磁気ディスク、シー・ディー・ロムについて、今だに使用されている事に驚きました。 提出先が重たくならなければすぐに進めても良いと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
45	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	賛成です。	賛同のご意見として承ります。	E
46	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	大賛成です。民間では記録媒体削減が急速に進んでいます。	賛同のご意見として承ります。	E
47	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	読み取り機器もないと思うので、進めてほしい。	賛同のご意見として承ります。	E
48	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	ありがたいことだと思います。高齢者でも家族に迷惑をかけることがないよう、一人で簡単に様々な手続きなどができる鹿児島市になることを期待しています。	賛同のご意見として承ります。	E
49	(3) FD等の記録媒体規制の見直しに係る改正	記録媒体提出の手段選択はとても重要と思います。(個々のスキルに応じて)	賛同のご意見として承ります。	E
50	(4) その他	ぜひ進めていただきたい。	賛同のご意見として承ります。	E